

木造建築物

に関する補助金のご案内

スプリンクラー設置

補助上限
2,625万円!



大臣認定取得

補助上限
なし!



相談・
申請窓口

まずはご相談ください!

☎03-5320-5031

【受付時間】 午前9時～午後5時まで（土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日を除く）

〒165-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 3階南側

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 建築物省エネ担当



東京都都市整備局

構造木質化の推進に係る

スプリンクラー設備等設置補助金

補助対象者

内装制限を受ける建築物又は室に、建築基準法施行令第 128 条の 5 第 7 項の規定に基づき、スプリンクラー設備等を設置することにより、内装制限の規定を適用しない建築物を計画する建築主

補助対象建築物

補助を受けることができるのは、以下のすべてに該当する建築物です。

- 1 延べ面積が **500 m²以上**のもの
- 2 **国産木材**を使用して構造木質化を図るもの
- 3 スプリンクラー設備等を設置することにより、
構造木質化等が可能となる床面積が合計 500 m²以上のもの

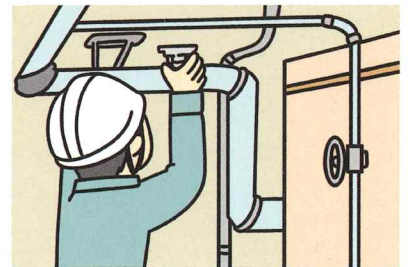


補助対象経費と補助額

スプリンクラー設備等の費用及びそれらの設置に要する工事費について、

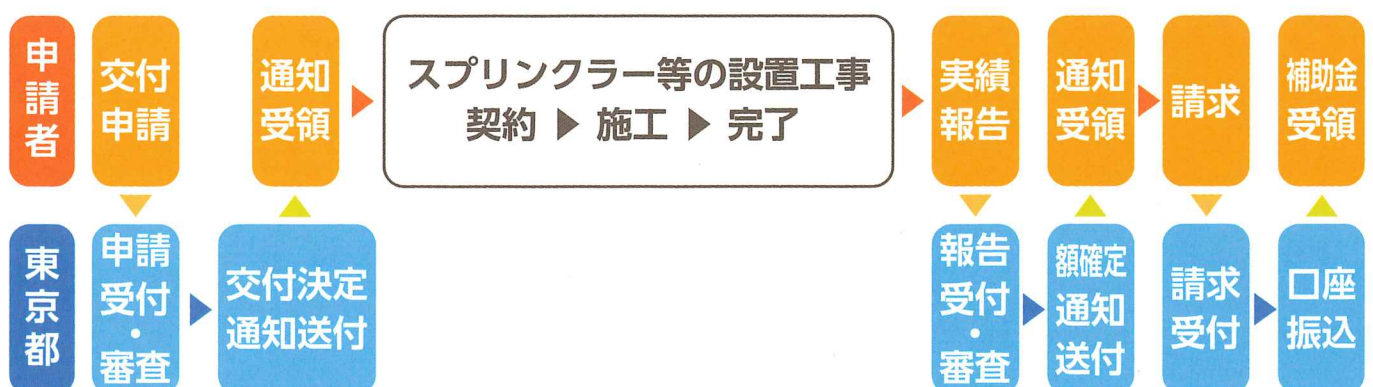
2分の1 を補助します。(上限額：2,625 万円)

※排煙設備は補助対象とはなりません。



補助金申請から受領までの主な流れ

補助対象となる**工事の契約前に、交付決定通知を受領**する必要があります。



※補助要件や申請方法等については、最終ページをご覧ください。

構造木質化に係る 大臣認定取得費用補助金

補助対象者

補助対象者は、次のいずれにも該当する大臣認定取得費用を負担する者

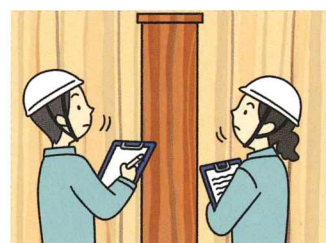
- 1 都内の本店又は支店において実質的な事業活動を現に行っている者
- 2 都内において事業実績がある者



補助対象認定

補助を受けることができるのは、以下のすべてに該当する認定です。

- 1 延べ面積 **500 m²**以上の建築物に適用する認定
- 2 **国産木材**にて構造木質化を図るために取得した防耐火構造に係る認定
- 3 都内に建築する建築物へ適用又は都内に建築を想定している建築物へ積極的に活用することを誓約



補助対象経費と補助額

補助対象認定の性能評価にかかる以下の手数料について、

2分の1 を補助します。(上限なし)

指定性能評価機関等が行う性能評価の手数料、
新たな試験の実施を要さない性能評価の手数料 等

※試験体の作成費用は補助対象とはなりません。

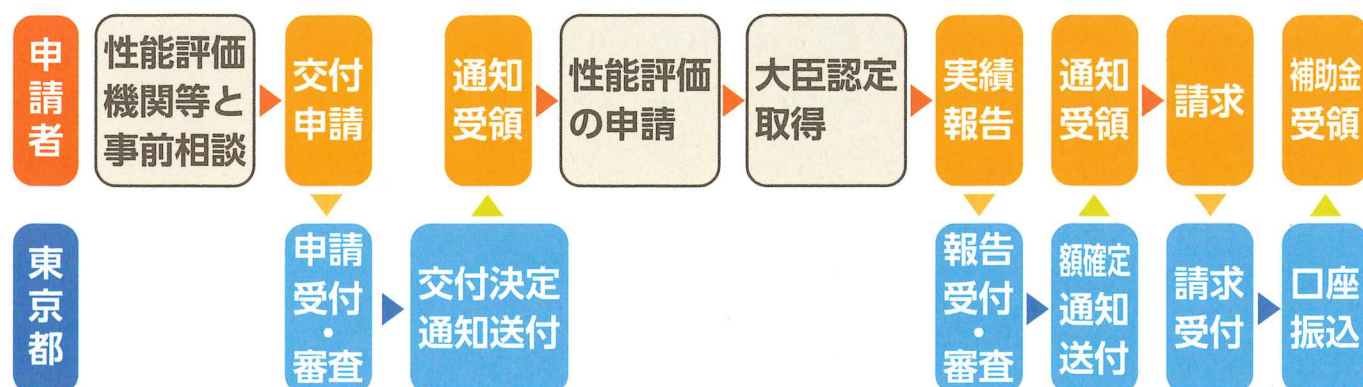
手数料の例

上限なし

柱（1時間耐火）	…268 万円
梁（2時間耐火）	…272 万円
耐力壁（1時間耐火）	…215 万円

補助金申請から受領までの主な流れ

性能評価の申請前に、交付決定通知を受領する必要があります。



※補助要件や申請方法等については、最終ページをご覧ください。

「構造木質化の推進に係るスプリンクラー設備等設置補助金」 「構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金」 共通事項

補助要件

補助を受ける建築物について、以下のとおり実績等を公表してください。

- (1)国産木材を活用していることについて、建築物内の使用者等の目に触れる場所にプレート等を設置しPRするとともに、建築物の竣工後、国産木材を活用していることについて、印刷物やホームページ等により広く公表すること
- (2)都の求めに応じて、工事中や竣工後に見学会を実施するなど、構造木質化について可能な限り普及啓発を行うこと
- (3)都の求めに応じて、構造木質化の普及に資する設計等に関する技術資料を、財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのない範囲で提供すること
- (4)都の求めに応じて、建設工事費、維持管理計画書、修繕費、維持管理費等に関する資料を提供すること
- (5)都が行う事例収集及び広報活動に協力するとともに、クレジット記載不要の建築写真（外観、内観）を5枚以上提供すること



申請方法

- ・申請受付期間内に、申請窓口（表紙参照）に申請してください。
- ・申請書等の様式、募集要領などは下記ホームページからダウンロードできます。
- ・申請に必要な書類をご準備いただき、申請窓口へ来庁又は郵送にて提出してください。
窓口への来庁を希望される方は、申請窓口にお電話いただき、来庁日時を予約してください。

交付申請の受付期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)

- ※交付申請からスプリンクラー等の設置工事完了までの期間、交付申請から大臣認定取得までの期間が、年度をまたぐ場合は、交付申請と合わせて一括設計審査（全体設計）申請が必要です。
- ※受付した申請書は先着順で審査を行います。また、予算額に達した時点で受付を終了します。

補助金に関するホームページ

申請書等の様式、募集要領及び提出書類一覧等を掲載しています。

東京都 構造木質化

